

丹波東部(竹田川流域圏)地域総合治水推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 丹波東部(竹田川流域圏)地域における総合治水の推進にあたり、総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)(以下「条例」という。)第6条第1項に基づき知事が策定する丹波東部(竹田川流域圏)地域総合治水推進計画の案に対して意見を聴くとともに、条例に掲げる諸施策に関して協議するため、丹波東部(竹田川流域圏)地域総合治水推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 丹波東部(竹田川流域圏)地域総合治水推進計画案について協議すること。
- (2) 丹波東部(竹田川流域圏)地域における総合治水の推進に関すること。

(協議会委員)

第3条 協議会に、別表第1に掲げる委員を置く。

- 2 委員の任期は、3年を限度とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから、あらかじめ知事が指名する学識経験者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、議事進行にあたる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議の職務に従事できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合においては、代理人は、会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。
- 4 会長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第6条 委員(国、県及び市町の職員である者を除く。以下次条において同じ。)が協議会に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第7条 委員が協議会に出席したときは、旅費を支給する。

2 第1項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により、行政職6級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

(ワーキング)

第8条 協議会に、協議会で協議すべき原案等のうち、市域、流域に関する事項等を具体的にかつ専門的に調査検討し、委員を補佐するため、ワーキングを設置する。

2 ワーキングに、別表第2に掲げる者(以下「ワーキング構成員」という。)を置く。

3 ワーキング構成員は、再任されることができる。

4 ワーキング構成員は、委員を兼ねることができる。

5 ワーキングに座長を置く。

6 ワーキングの座長は、丹波県民局丹波土木事務所所長補佐の職にあるワーキング構成員をもって充てる。

7 座長及びワーキングの会議については、第4条第3項及び第5条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「ワーキング」、「委員」とあるのは「ワーキング構成員」、「会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

8 ワーキング構成員に対しては、第6条及び前条の規定を準用し、謝金及び旅費を支給する。

(事務局)

第9条 協議会及びワーキングの庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、兵庫県丹波県民局丹波土木事務所をもって充てる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会及びワーキングの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 7 月 7 日から施行する。
この要綱は、平成 27 年 2 月 24 日から施行する。
この要綱は、平成 28 年 2 月 25 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
この要綱は、平成 30 年 2 月 23 日限り、その効力を失う。
この要綱は、平成 31 年 2 月 24 日限り、その効力を失う。

丹波東部(竹田川流域圏)地域総合治水推進協議会委員名簿

別表第1(第3条第1項関係)

(順不同、敬称略)

区分	氏名	所属等
学識経験者	藤田 一郎	神戸大学教授
兵庫県	柳瀬 厚子	丹波県民局長
流域圏市	酒井 隆明	篠山市長
	辻 重五郎	丹波市長
県民	山崎 義博	篠山市自治会長会理事(西紀北地区)
	前川 行雄	丹波市自治会長会理事(春日地区)
	余田 正孝	丹波市自治会長会理事(市島地区)
関係団体	渡邊 正男	丹波市土地改良区協議会運営委員
	中尾 正文	丹波市森林組合 代表理事組合長
	藤原 敦實	丹波ひかみ森林組合 代表理事組合長

別表第2(第8条第2項関係)

(順不同、敬称略)

区分	氏名	所属等
兵庫県	足立 寿伸	丹波県民局丹波土木事務所まちづくり参事
	中野 光雄	丹波県民局丹波土木事務所復興事業室長
	横山 一也	丹波県民局丹波土木事務所副所長
	宮本 健一郎	丹波県民局丹波土木事務所所長補佐(企画調整担当)
	小野山 直樹	丹波県民局丹波農林振興事務所副所長
	中谷 毅	丹波県民局丹波農林振興事務所篠山土地改良事務所所長補佐(土地改良担当)
	近藤 貴彦	丹波県民局県民交流室室長補佐兼総務防災課長
流域圏市	近成 和彦	篠山市まちづくり部地域整備課長
	竹見 聖司	篠山市農都創造部農都環境課長
	西牧 成通	篠山市市民生活部市民安全課長
	荒木 耕作	丹波市建設部河川整備課長
	小森 康雅	丹波市生活環境部くらしの安全課長
	細見 勝	丹波市産業経済部農林整備課長
県民	山崎 義博	篠山市自治会長会理事(西紀北地区)
	前川 行雄	丹波市自治会長会理事(春日地区)
	余田 正孝	丹波市自治会長会理事(市島地区)